

鳥取縣公報

告示

昭和二十四年四月二十二日
第二千四百号
金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

◇鳥取縣告示第九十二号

昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第十八條の規定による「食品衛生監視員の証」を次のように返納した。

昭和二十四年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職 名 氏 名 番号 返納年月日

鳥取縣技術吏員 小田傳一郎 三 昭和二十四年二月二十八日

◇鳥取縣告示第九十三号

知事において専決処分すべき事項を定めるの件
議会の権限に属する事項中知事において専決処分すべき事項を次のように定める。

昭和二十四年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

議会の権限に属する事項中知事の専決処分事項
議会の権限に属する事項中次の事項は地方自治法第百八十條の規定により知事において専決処分することができる。

- 一、法律又は政令によりその他特に緊急必要がある場合は、その財源を国庫支出金を以て充当するものは一件三十万円以下その他の歳入を以て充当するものは一件十万円以下の歳入歳出予算の追加更生をすること。
- 二、使用料、手数料、縣税について徴收期を変更すること。
- 三、一時借入金 の利率を変更すること。

◇鳥取縣告示第九十四号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 二、條例制定の認可年月日
氣高郡勝部村 昭和二十四年四月十二日

同 日置村 同

◆鳥取縣告示第九十五号

農業災害補償法の主旨に基き農作物並に蚕繭家畜災害防除対策要綱を次のように定める。

昭和二十四年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

農作物、蚕繭並に家畜災害防除対策要綱

第一 農業共済団体は農業災害補償法の主旨に則り農生産の増強を図り農業経営の安全を期するに努め農作物、蚕繭並に家畜災害の予防及損害防止を図る。
第二 農業共済団体はその役員に対し氣象及び農業

共済保険審査会の定めた農作物、蚕繭並に家畜災害防除対策要領に依る災害の予防損害の防止に関する具體的事項を指示し有効適切な措置を実施する様指導する事

第三 農業共済団体は組合員が平素氣象上の災害を受ける虞のある場合その対策については予め充分指導しおき特に災害を受けた場合は速刻その団体は時期を失せずその対策を講ずる

第四 農作物病虫害の發生の虞れあるとき又は發生した場合、桑葉、蚕室、蚕具、蚕兒の消毒を行うとき又は家畜の傳染病發生の虞れあるときは組合員自ら藥劑の散布その他災害の防止に必要と認める場合は同様の措置を講じその経費の一部若しくは全額を負担する事

第五 農業共済団体は災害防除の事業を実施するため必要な機械器具、藥劑を常置し臨機応変の使用に応ずる様準備しておく事

第六 農業共済団体が第三及第四の事業を行った場合は防除台帳(防除日誌)を作製し左の事項を記載する事

一、日時

二、場所

三、組合員名

四、農作物名並に病虫害名

五、氣象狀況及被害狀況

六、実施面積(蚕繭の場合は実施瓦敷)

七、使用物件並に藥劑名

八、使用數量

第七 農業共済団体は防除台帳(防除日誌)を参考にし

今後における損害防除対策の改善事項とする外損害評價の際における評價委員の重要参考資料にする様措置

する事

第八 農業共済団体が本事業を行う場合の收支勘定は農業災害補償法に基き一般會計に対し特別會計とする事

第九 農業共済団体は家畜の災害予防を計るため健康診断巡回診療その他家畜損耗防止に必要な計画を樹立実施する事

第十 この防除要綱は鳥取縣下全地区に適用する

◆鳥取縣告示第九十六号

府縣道路線を次のように認定する。

昭和二十四年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

路線名	起	終	重なる経過地
陸上岩井線	起 岩美郡東村陸上字屋敷鳥取城崎線分岐	終 岩美郡岩井村岩井国道十八号線分岐	岩美郡岩井町東村田河内
榮、下北條停車場線	起 東伯郡榮村龜谷八橋勝山線分岐	終 東伯郡下北條村下北條停車場	東伯郡榮村龜谷、大誠村島、原曲、下神
束積、赤碓停車場線	起 同 赤碓停車場	終 同 赤碓停車場	同郡安田村龜津、八幡

現在路線 変更路線

起点 東伯郡中北條村江北より上北條村を経て
終点 同倉吉町巖城
鳥取倉吉線分岐点

北河原線
起点 八頭郡西郷村北より中井八上村曳田を経て
終点 同河原町渡一本 縣道鳥取岡山線接合

網代岩美停車場線
起点 岩美郡田後村田後より浦富町を経て
終点 同浦富町 岩美停車場

吉岡末恒停車場線
起点 氣高郡吉岡村鳥取吉岡線国道十八号線重用大郷村松原より分岐福井三津を経て鳥取青谷線、末恒停車場線重用
終点 末恒停車場 後藤停車場米子港線

起点 同上大郷村松原より分岐福井三津を経て
終点 同上 田後村 浦富町を経て
終点 同上

起点 後藤停車場より米子市角盤町三丁目二丁目を経て
終点 灘町一丁目

波米子線
起点 西伯郡渡村より中浜村麦垣、浜田を経て崎津村彦名村、住吉村米子市灘町一丁目岩倉町
終点 米子市法勝寺町

舍人松崎停車場線
起点 東伯郡舍人村倭文神社より藤津を経て鳥取倉吉線接合重用し
終点 同上

田後松崎線
長瀬松崎線は路線名を田後松崎線と変更す
起点 東伯郡長瀬村長瀬より国道十八号線重用田後にて分岐
終点 東伯郡松崎村

起点 同上倭文神社より鳥取倉吉線接合重用し松崎村松崎城山六六五番地にて分岐し東郷村中興寺松原四〇九ノ一四番地にて松崎淺津線に接合重用し
終点 同上

起点 同上角盤町、花園町、灘町一丁目を経て
終点 米子港線起点に接合

起点 同上中浜村佐斐神、崎津村藤津、彦名村を経て米子市灘町一丁目岩倉町
終点 同上

鳥取縣告示第九十九号
次の通り公有水面埋立の件免許した。

昭和二十四年四月二十二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、埋立の免許を受けた者
西伯郡崎津村大字大崎 農業 矢倉保永
同 葭津 農業 松本正季

一、埋立の場所
西伯郡崎津村大字葭津字境目字跡落地永公有水面

一、埋立の面積 四反三歩

一、埋立の目的 農地造成

一、工事着手並びに竣功期間
免許の日から十日以内に着手着手の日から一箇年以内

鳥取縣告示第二百号
市街地建築物施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年四月二十二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築物の住所氏名 鳥取市御弓町三番地 岩 成 義 輝

一、建築物の位置 鳥取市御弓町三番地

一、同 用途 店舗併用住宅

一、同 構造 木造瓦葺 平家建 袴棟

一、同 規模 建築面積 七二、〇九平方米 突出する部分五四、九七同

一、許可條件
一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
一、前項の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にて、この建築物を除却すること。
一、この建築物を他人へ譲渡したる場合十日以内に届出ること。
一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

00259

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第十四号
鳥取縣選舉管理委員會委員の中次の通り異動があつた。
昭和二十四年四月二十二日
鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

異動区分	住 所	氏 名	異動年月日
旧(辞任)	鳥取市東町 二二八番地	太田英雄	昭和 二四、四、二〇
新(補欠)	氣高郡豊実村大字 大桶二〇〇番地	窪田國藏	同

昭和二十四年二月十五日付鳥取縣公報第九百八十五号
鳥取縣規則第九号中次のように正誤する。

頁 箇 所 誤

一 第三條 法第二十七條

二 附 則 別記様式第四号による廢止屆
この規則施行の際

同 様式第一号の八 使用水(原料水、雑用水)が上水道の
場合

同 同 排水場所、排水方法

五 別表 飲食店営業一、の(五) 尿尿、塵埃等の汚物質の落下を防ぐ構
造すること

六 同 二、の(四) 尿尿、塵、埃等の

同 同 (五) 右 同

正 誤

法第二十條

別記様式第四号による廢止届出に
この規則施行の際

使用水(原料水、雑用水)が上水道の
場合

排水場所採水方法

尿尿、塵埃等の汚物質の落下を防ぐ
構造すること

尿尿、塵埃等の

右 同

00260

00260

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前項に定めたる
事項を守る義務を負うこと。

七 別表 生菓子製造業一の(五) 右 同

同 別表 水菓子製造業一の(五) 右 同

同 別表 喫茶店営業一の(九) 器具の保管所を汚染する

八 別表 清涼飲料水又は 尿尿、塵、埃等の
保存飲料水製造業
一の(五)

九 別表 缶詰又は缶詰食 右 同
品製造業一の(五)

一〇 別表 氷雪の採取製造 氷缶蓋は
又は卸売業一の
(四)

一一 同 四の(三) 工場外で採取するときは
塵、埃等の落下しない

一二 別表 乳製品製造業牛 塵、埃等の落下しない
乳加工品及び類似
品製造業一の(二)

一三 同 右 六 地面及び地盤から
工場外で採取するときは
塵、埃等の落下しない

一四 同 別表 食肉販売業の(三) 周囲の地面より高くし地盤から高さ一米
まで

一五 同 同 (八) 適当な食肉冷蔵庫

一六 同 同 適当な食肉冷蔵庫

右 同

右 同

器具の保管所は汚染する

尿尿、塵埃等の

右 同

右 同

氷缶蓋は

工場外から採取するときは
塵、埃等の落下しない

塵、埃等の落下しない

地面及び地盤から

周囲の地面より高くし地盤及び地盤か
ら高さ一米まで

適当な食肉冷蔵庫

同

同

同

同